

株式会社ニチレイ 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ニチレイと称し、英文では NICHIREI CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
 - (1) 製氷、冷蔵および凍結事業
 - (2) 水産物および農畜産物の製造、加工および売買
 - (3) 缶詰、レトルト食品の製造および売買
 - (4) 酒類および清涼飲料その他飲料の製造および売買
 - (5) 医薬品、医薬部外品、試薬および化粧品等の製造および売買ならびに臨床検査
 - (6) 前記(2)ないし(5)に掲げる商品等の輸出入業
 - (7) 冷凍設備および食品製造設備の設計施工ならびに冷凍機器および食品加工機器の製造および売買、輸出入業
 - (8) 一般貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業
 - (9) 倉庫業
 - (10) ホテルおよび旅館の経営
 - (11) 不動産の売買、賃貸、管理および仲介
 - (12) 種苗および花きの生産および売買
 - (13) 人事・労務管理および会計に関する情報処理サービスならびにコンサルティング
 - (14) 会計、決算および給与に関する計算事務の代行業務
 - (15) 損害保険代理店業および生命保険募集業
 - (16) 総合リース業
 - (17) 労働者派遣事業
 - (18) 以上に付帯または関連する事業
2. 前号(1)ないし(18)に関する研究、開発、調査の受託
3. 不動産の売買、賃貸、管理および仲介
4. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡
5. 前各号に付帯または関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告

を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告を行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、7億2,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集および開催場所)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年3月に、臨時株主総会は、必要の際臨時招集する。

- ② 当社は、東京都内で株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項で定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当社に、取締役11名以内を置く。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役中より会社を代表する取締役として代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬

等] という。) は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 29 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 30 条 当社に、監査役 5 名以内を置く。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって監査役のなかから常勤の監査役を選定する。

(常任監査役)

第 34 条 監査役会は、常勤の監査役のなかから常任監査役を選定することができる。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会招集の通知は、会日の 3 日前までに各監査役に発する。ただし監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項は、本定款の規定のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 39 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選 任)

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任 期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第 43 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。

- ② 前項にかかわらず、災害や疫病の流行等の不測の事態が発生し、株主総会の開催が困難と取締役会が判断した場合には、剰余金の配当等、会社法第459条第1項第2号ないし第4号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(中間配当)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当金の除斥期間等)

第 45 条 剰余金の配当金(中間配当金含む。以下同じ。)については、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 剰余金の配当金には、利息をつけない。

附 則

(事業年度変更に係る経過措置)

第 1 条 第42条(事業年度)の規定にかかわらず、第109期事業年度は、2026年4月1日から同年12月31日までの9か月とする。

- ② 第44条(中間配当)の規定にかかわらず、第109期においては、2026年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
- ③ 本附則は、第109期の事業年度終了後に、これを削除する。

1942年12月 5日 制 定
1951年 9月26日 全文改正
1956年 3月28日 一部改正
1956年 9月27日 一部改正
1959年 3月27日 一部改正
1960年 3月29日 一部改正
1960年 9月27日 一部改正
1961年 3月29日 一部改正
1964年 3月31日 一部改正
1965年 3月31日 一部改正
1968年 3月30日 一部改正
1969年 3月31日 一部改正
1970年 3月30日 一部改正
1973年 3月30日 一部改正
1975年 3月31日 一部改正
1979年 4月27日 一部改正
1982年 4月28日 一部改正
1984年 4月27日 一部改正
1987年 4月28日 一部改正
1990年 6月28日 一部改正

1991年 6月27日 一部改正
1994年 6月29日 一部改正
1998年 6月26日 一部改正
2000年 6月29日 一部改正
2001年 6月27日 一部改正
2002年 6月26日 一部改正
2003年 6月26日 一部改正
2004年 6月25日 一部改正
2005年 4月 1日 一部改正
2005年 6月28日 一部改正
2006年 6月27日 一部改正
2007年 6月26日 一部改正
2009年 6月24日 一部改正
2012年 6月26日 一部改正
2016年 6月22日 一部改正
2021年 6月22日 一部改正
2022年 6月24日 一部改正
2025年 4月 1日 一部改正
2026年 6月24日 一部改正